

解禁日： 有（令和 年 月 日） ・ 無

令和 8 年 8 月 5 日

報道関係者 様

守口市報道提供資料

本人同意のない届出書の提出に基づく事業所への個人情報の提供について

1. 概要と事実経緯

ケアマネジャーが、利用者のケアプラン作成にあたり、市に対して提出する「居宅（介護予防）サービス計画 介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書」（以下「届出書」といいます。）について、ケアマネジャー A 氏が利用者 B 氏または利用者家族の同意を得ず、本人署名欄に B 氏の氏名を記載して提出していたことが、令和 8 年 7 月 1 日、B 氏の家族からの通報により判明しました。

市は、氏名の記載を B 氏の自筆と認識し、同意があったものとして、A 氏の所属する居宅介護支援事業所（以下「事業所」といいます。）に対して、B 氏の認定調査票、認定情報及び主治医意見書（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、傷病名等が記載（以下「認定調査票等」といいます。））を資料提供していました。

2. 判明後の対応

事実関係の判明後、事業所から直ちに認定調査票等を回収するとともに、7 月 3 日に当該事案を国の個人情報保護委員会に報告しました。

また、7 月 8 日、B 氏の家族に事実経緯と市の対応について説明し、謝罪しました。

3. 今後の対応

事業所に対して、当該事案に対する指導を行い、速やかに改善報告書の提出を求めます。

一方、ケアマネジャーに対する指導措置の権限は大阪府が有することから、改善報告書が提出された後、大阪府に対して速やかに当該事案を報告します。

4. 再発防止策

当該事案は、ケアマネジャーが利用者の同意を得ず、届出書の本人署名欄に利用者の氏名を記載して提出したことが原因であると認識しております。

しかし、今後は同様の事例が生じないように、市としても届出書の提出時における本人署名の確認を徹底するとともに、届出書の様式の見直しを含め、再発防止に努めてまいります。

問合せ：守口市役所健康福祉部高齢介護課

電話 06-6992-1610（直通）